

# みやき町立中原中学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

「いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方にたって本校生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるような、いじめのない学校とするために「みやき町立中原中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

中原中学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りながら学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。

また、いじめの疑いのあるときには、適切かつ迅速に対応し解決を図り、再発防止に努める。

## 2 「いじめ」及び「いじめ解消」の定義

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

○学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

### (2) いじめ解消の定義

- ①いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## 3 指導体制

(1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任

ただし、状況に応じて、当該学年の生徒指導担当、学級担任、部活動顧問等の関係職員を委員とする場合もある。

(3) いじめの状況や内容等によって必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員3名、PTA役員3名）を加えた「いじめ防止対策拡大委員会」を設置してその対応にあたる。

## 4 未然防止

(1) 月に2回、いじめに関するアンケート調査を実施する。その結果を全教職員で共有し、支援が必要などときには、組織的な対応を行う

(2) 休み時間、昼休み等に教職員による巡回を行い、授業だけでなく、生徒の様子を観察するとともに生徒との関係づくりを行う。

- (3) 職員連絡会や職員会議で生徒に関する情報交換を行う。
- (4) 道徳の授業や心の教育に関する行事を充実させ、生徒の心の成長を目指す。
- (5) 日頃から、生徒一人一人を大切にされた教育を全職員で実践する。
- (6) 全教職員で生徒の規範意識を高めるような取り組みを実践する。

## 5 早期発見

- (1) わずかな変化でもいじめではないかという危機意識を持って、日常の指導にあたる。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、その情報を共有し、迅速な対応に努める。
- (3) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や保護者からの情報提供により、いじめの実態が把握しやすい体制作りを行う。

## 6 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止に努める。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒に対しても教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員での共通理解、保護者への連絡、みやき町教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。
- (4) スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーと十分な連携をとりながら、継続的な対応を行う。

## 7 重大事案への対応

- (1) 直ちにみやき町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報し、相談しながら連携を進める。
- (2) みやき町教育委員会と協議の上「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮の下で適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効な調査結果を活用する。

## 8 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察等の外部機関と連携する。

9 次の年間計画もとづき取り組みを進めるとともに、生徒の変化を見逃さないように努める。

月	実施事項
4月	職員会議（情報の収集と共通理解）基本方針の周知徹底 アンケートの実施、職員組織の体制作り、
5月	家庭訪問の実施と情報共有、アンケートの実施 教育相談の実施、情報交換、「いのち・生き方を考える日」実施開始 「いじめ防止対策拡大委員会」活動計画等の説明
6月	アンケートの実施、情報交換 「いのち・生き方を考える日」
7月	アンケート実施、情報交換、体罰・いじめアンケートの実施 「いのち・生き方を考える日」
8月	夏期休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙）、3年三者面談 「いのち・生き方を考える日」
9月	体育大会に向けての指導、アンケート実施、情報共有 「いのち・生き方を考える日」
10月	アンケート実施、情報共有、いじめを考える生徒集会
11月	教育相談の実施、情報交換、アンケート実施、三者面談、二者面談 「いのち・生き方を考える日」
12月	アンケート実施、情報共有、人権集会 「いのち・生き方を考える日」
1月	アンケート実施、情報共有、次年度に向けての校内協議 「いのち・生き方を考える日」
2月	アンケート実施、情報共有 「いのち・生き方を考える日」
3月	アンケート実施、情報共有 「いじめ防止対策拡大委員会」に活動状況等の報告

※この方針は、平成26年6月4日現在のものであり、今後も必要に応じて改正する。

※この方針は、平成29年5月に改正する。

【平成29年3月16日付28文科初第1648号『いじめの防止等のための基本的な方針』の改定及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の策定について（通知）を受けて、「いじめ解消の定義」を追加】